

木造住宅耐震診断補助金のお知らせ

～建物も健康診断を～



町では地震に強いまちづくりを促進するため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断費用の一部を助成します。

※申請は先着順に受付け、予算額に達した時点で締め切ります。

※耐震診断を行う前に必ず交付申請の手続きを行ってください。

①補助対象住宅

- (1) 主要構造部が木材によって造られている住宅。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。
 - (3) 一戸建ての住宅又は併用住宅※。
 - (4) 階数が2以下である住宅。(地階を除く)
- ※居住の用に供する部分の床面積が2分1以上である住宅。

②補助対象者

- (1) 町内の区域に木造住宅を所有している方。
- (2) 当該住宅に住所を有するものまたは継続的に住所を有する方。
- (3) この補助金を初めて受ける方。(※1申請者1棟に限ります。)

③補助額

- (1) 耐震診断に要する費用の2分の1 **限度額8万円**

④耐震診断を行う者

- (1) 建築士で千葉県が開催する既存建築物耐震診断及び改修に関する講習会修了者。

- (2) (1)に相当するものとして町長が認めた者。

※補助対象診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う耐震診断。

長柄町木造住宅耐震診断補助金に関する主な手続きの流れ

申請者	長柄町	備 考
①相談	補助内容のご案内	※住宅の建築年月日が確認できるものをお持ちください。 ※申請様式は建設環境課窓口・町 HP にて取得することができます。
②見積依頼 診断業者に依頼		
③申請 交付申請書提出	受付 ③-1 交付決定通知書	※交付決定前に診断業者と契約した場合、 補助の対象外 となります。 ※申請内容を 変更 するときは、速やかにご相談ください。 補助対象外 となる場合があります。
④契約 診断業者と契約		
⑤着手 着手届提出	受付	※耐震診断を着手した際は速やかに関係書類を提出してください。
⑥耐震診断実施		
⑦実績報告 実績報告書提出	受付 ⑦-1 交付額確定通知書	
⑧請求 交付請求書提出	⑧-1 補助金支払い	※耐震診断の完了期限は 2月末日 までとなります。
⑨補助金受領		